

令和9年度就学援助 新入学学用品費 入学前支給

令和9年4月に小・中学校に入学予定の児童の保護者のうち、経済的な理由でお子さんの就学が困難な方（※次のページに記載の要件の該当者に限る）に新入学学用品費を入学前（3月）に支給します。

- ◆申請方法 オンライン申請または申請関係書類を東広島市教育委員会学事課（東広島市役所北館3階）に持参（郵送可）

※オンライン申請の詳細は、市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

- ◆提出書類 令和9年度就学援助新入学学用品費申請書、添付書類

- ◆申請期間 令和8年12月1日（火）～令和9年1月15日（金）
（郵便の場合は当日消印有効）

※令和9年3月末日以前に東広島市外に転出する可能性がある場合、新入学学用品費の入学前支給の申請はご遠慮ください。（入学後に申請することもできます。）

- ◆支給金額 新小学1年生：64,300円
新中学1年生：81,000円

- ◆申請から支給までのスケジュール

申請期間 令和8年12月～令和9年1月中旬

審査結果通知 令和9年2月中旬～下旬頃

指定口座へ支給 令和9年3月中旬～下旬頃

※令和9年度就学援助（入学後の学用品費・給食費など）を受けるためには、新入学学用品費入学前支給の申請とは別に申請が必要です。
入学予定の学校または現在通っている小学校から案内がありますので、ご希望の場合は必ず申請をお願いします。

- ◆お問い合わせ先

〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号 市役所北館3階
東広島市 教育委員会 学事課
電話（082）420-0975



認定要件や提出書類・注意事項など、詳細は次のページをご確認ください。

1 新入学学用品費の入学前支給を受けることができる方

次の(1)～(3)の要件のすべてに該当する方

(1)東広島市に居住している方

(令和9年3月末日以前に東広島市外に転出する方を除く)

(2)児童が令和9年4月に小・中学校に入学予定の方

(特別支援学校・インターナショナルスクールは除く)

(3)次の申請理由の②～⑧のいずれかに該当する方



申請理由	添付書類
①生活保護を受けている	新入学学用品費の支給対象外 (生活保護費から入学準備金が支給されるため。 詳しくは生活福祉課にご相談ください。)
②市民税が非課税である(世帯全員)	不要(※1)
③市民税が減免されている(世帯全員)	決定通知書の写し(※1)
④固定資産税が減免されている(世帯全員)	決定通知書の写し
⑤国民年金の保険料が減免されている(世帯全員)	決定通知書の写し
⑥国民健康保険税が減免されている(世帯全員)	決定通知書の写し
⑦児童扶養手当を受けている	手当証書の写し(令和8年度のもの)
⑧その他経済的理由による(※2)	不要(※1)(※3)

※1 所得の申告をされていない場合は、認定審査ができませんので、必ず所得の申告をしてください。所得がない場合も申告が必要です。
令和8年1月2日以降に東広島市に転入された方は、同年1月1日に居住していた市町村が発行する令和8年度の「市・県民税課税(非課税)証明書」や「所得証明書」等の課税額や所得額が確認できる書類の提出が必要です。

※2 申請理由「⑧」での申請は、生活保護基準を基に同一生計者全員の所得で判定します。

※3 世帯状況によっては、教育委員会が指示する書類が必要になる場合があります。



市ホームページ

2 申請手続き オンライン申請または申請書類を持参(郵送可)

- 提出書類…令和9年度就学援助新入学学用品費申請書、添付書類
- 提出先…東広島市教育委員会学事課(東広島市役所北館3階)
- 申請期間…令和8年12月1日(火)～令和9年1月15日(金)(郵便の場合は当日消印有効)
※期限を過ぎた場合、2月以降に学校から配布される「令和9年度就学援助申請書」により申請可能。
その結果、4月からの認定となった場合は、入学後(7月初旬以降)に新入学学用品費を支給します。

3 支給時期・支給額等

- 支給可否の通知…令和9年2月中旬～下旬頃
- 支給金額
小学校入学予定の児童1人当たり…64,300円
中学校入学予定の児童1人当たり…81,000円
- 支給時期…令和9年3月中旬～下旬頃
- 支給方法…申請者(保護者)の口座に直接振り込み

ご不明な点は
教育委員会 学事課
市役所北館3階
(082)420-0975
にお問い合わせください

4 注意事項

- 新入学学用品費の入学前支給を受けた後、東広島市外へ転出した場合は、新入学学用品費を全額返還していただきます。
- 他市町村ですでに同様の援助を受けていた方には、重複する支給は行いません。
- 新入学学用品費の入学前支給を申請して、認定を受けられた方も、令和9年度の就学援助(新入学学用品費を除く給食費や学用品費等の援助)を希望される場合は、新たに申請手続きが必要です。
入学説明会等で、学校を通して改めて就学援助の案内を行います。